

有料職業紹介 返戻金制度

人材の採用決定権が全ての求人者にあることから、採用決定者が採用決定後に弊社の責めに帰すべき事由によらずして退社した場合には、弊社は何らの責任を負わないものとする。

但し、採用決定者が雇用契約締結後、採用決定者の責に帰すべき事由により雇用契約終了、又は勤務成績や作業能率が著しく不良で向上の見込みがなく就業に適さないと判断された場合、退職した時期に応じで、求人者から受領した紹介手数料料の一部を求人者に返金するものとする。

期 間	返 還 率
入社日から1か月以内	70%
入社日から2か月超3か月以内	50%
入社日から3か月超4か月以内	30%

また、紹介された人材が外国人で、在留資格に係る申請が不許可となった場合、その手続きに要した費用、及び紹介手数料を求人者に返還する。

許可番号 08-ユ-300529

事業所名 株式会社MAR S